

平成 2 2 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

4 月 会 議

平成22年第1回森町議会定例会4月会議会議録（第1日目）

平成22年4月26日（月曜日）

開議 午後 1時30分

休会 午後 4時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告

追加日程

- 1 緊急質問

- 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 4 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5号 森町営牧場条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6号 平成22年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

○出席議員（21名）

議長 22番 野村 洋 君	副議長 1番 青山 忠 君
2番 堀合 哲哉 君	3番 長岡 輝仁 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 木村 俊広 君
6番 加藤 玲子 君	7番 宮本 秀逸 君
8番 川村 寛 君	9番 佐々木 修 君
10番 清水 悟 君	11番 坂本 元 君
12番 杉浦 幸雄 君	13番 中村 良実 君
15番 菊地 康博 君	16番 服部 勝見 君
17番 三浦 浩三 君	18番 小杉 久美子 君
19番 西村 豊 君	20番 東 秀憲 君

21番 前本幸政君

○欠席議員（1名）

14番 坂本喜達君

○出席説明員

町長 佐藤克男君
副町長（兼）

会計管理者 増田裕司君
事務取扱（兼）

水産課長事務取扱

総務課長 片野滋君

総務課参事 佐々木陽市郎君

出納室長 木村浩二君

企画振興課長 伊藤昇君

税務課長 泉一法君

収納管理課長 若松幸弘君

保健福祉課長 佐藤洋君

保健福祉課参事 成田研造君

住民生活課長 竹内明君

農林課長 山田仁君

商工労働観光課長 金谷孝己君

建設課長 川村光夫君

教育長 磯辺吉隆君

教育次長 香田隆君

学校教育課長 芳賀幸則君

病院事務長 大久保善之君

消防長 山田春一君

消防署長 松川眞也君

砂原支所長 輪島忠徳君

町民サービス課長 澤口幸男君

○出席事務局職員

事務局長 本間一男君

事務局次長 藤 田 司 志 君
庶務係長 喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 緊急質問
- 2 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
(森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 3 議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 4 号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 5 号 森町営牧場条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 6 号 平成 22 年度森町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 9 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成22年第1回森町議会定例会は、通年議会試行のため9月30日まで休会中ではありますが、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により4月会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、堀合哲哉君、3番、長岡輝仁君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般報告を行います。

例月出納検査報告並びに森町国民保護計画の変更報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい。

○4番（黒田勝幸君） 広報もりの編集、発行に関して緊急質問の動議を提案します。

○議長（野村 洋君） ただいま4番、黒田勝幸君から、広報もりの編集、発行に関して緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成が必要となりますが、賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま1人以上の賛成者がおりましたので、この動議は成立しました。

広報もりの編集、発行に関して緊急質問の動議を議題とすることについて、森町議会会議

規則第62条第1項の規定により採決を行います。

この動議に対して賛成してよろしいでしょうか。

(「賛成」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 賛成多数であります。

この際、日程に追加し、追加日程第1、緊急質問として発言を許可いたします。

◎追加日程第1 緊急質問

○議長(野村 洋君) よって、追加日程第1、緊急質問として広報もりについて4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番(黒田勝幸君) それでは、佐藤克男氏は、町長に就任してから、広報もりに「町長から皆さんへ」というコーナーを設け、毎月ご自身の所感を述べております。4月号を読みますと、3月議会で町長が提案した定年退職者の再雇用の予算が否決されたことに触れ、今財政再建が第一なのに、議会議員がその認識が欠けるような内容が書かれております。5行や10行であればともかく、紙面のほぼ半分を割いて自分の思いを一方向的に知らせる文章となっております。当欄を詳細に熟読すると、事実と異なる点も見受けられ、言葉は悪いですが、数字のトリックと詭弁、巧みな文章の使い方をして自分の都合のいいように書き記し、真実をゆがめている箇所も見受けられます。広報紙が町長の弁明の場であったり、自己アピールの場であってはなりません。弁明するならば、議会や委員会で行っていただきたいと思えます。議会という本来運用されるべき公の目的の場であるからです。また、広報紙は、町長から町民への一方向的な意思伝達手段であり、町民の側で意思を確かめ、検証することができる性格のものではございません。あくまでも一方向的であり、決して双方間ではないということです。それゆえに、広報紙の取り扱いには、その性格を十分理解し、慎重な態度で臨まなければならないと強く思っております。ご自身の後援会に出すならともかく、広報もりは森町の広報紙であり、公正、公明、公平な記事でなければならないと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長(佐藤克男君) 黒田議員の質問にお答えさせていただきます。

広報に私は当選以来ずっと毎月書いております。これは、町長の考え、そしてどのようにして政治が行われているか、町政が行われているかということを示すことと、そしてまた町民を啓蒙するという大切な役目があります。他の市町村でこのようなことをやっているところは、私はほぼ聞いておりません。しかし、私は、首長が町民、市民にそのような町長の考えていること、町のトップの考えていること、こういうことをお知らせするということは実に大切なことだと思っております。そして、議会の模様、これは町民のここに傍聴に来てくれている方しか知りません。そのようなことを余りにもわからない。例えばこのたびは、私は財政の問題について議会でした。この議会について、これの再雇用については否決されました。これは、ある意味では予算というものを使って私の人事権、町長の人事権というものに対して侵害したものだ、私はそのようにも考えております。そういうことも含めて、

この議会のありよう、そして議員の皆さんがこのような財政になったことに対する責任、そういうものも私には感じ受けられません。そういうことについては、広く町民の皆さんにこれをお伝えしなければいけない。そして、それは、広報という私に与えられた一つの権限でもある。そういうものを駆使して、町民の皆さんには議会がどのようになっているかということについて私は広くお伝えをしていかなければいけない、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君）　ただいま町長から答弁をいただきました。町長の言っていることも理解はいたします。ただ、再雇用につきましては、3月議会におきまして民主主義のそういう一つのあれにのっとって議決されたわけですから、議会という公の場で。それを否決されたからって、こうやって長々書くのはいかがですかと、こう言っているのだから、書くのはだめだなんて言っていないから。町長が幾らこうしたい、ああしたいと言っても、議会は議会として町民の考え方もあれしながらやっていくのが我々の仕事なわけですから、はっきりこういうふうに決まったものを後からこういうふうに長々やるのはいかがなものですかということを行っているだけですから、それはそれぞれの考えだから、町長と幾らしゃべっても交わるところが最近ありませんから、長々言いませんけれども、町長、森町広報委員会条例というのご存じのように、広報委員会もございますよね。この中身を見ますと、いろいろ条例がございます。森の条例の中には、広報に掲載する範囲というのが何もないのです。中身がないのです。だから、極端な話何でも書いてもいいわけ。これではちょっとまずいで、よそのまちのとってみました。いろんなまちあるのですけれども、北斗市とか木古内とか福島町とか、まだいろいろありますけれども、これ見ると、広報紙に掲載する事項はおおむねこういうものですとか、範囲が書いてあるのです。書いていい事項というのを記載してあります。これが森町にはないのです。それは、今までこういうことがなかったから、町長のこういうのなかったから、まだそれでよかったのです。森の条例でよかったのですけれども、佐藤町長になってから、自分のこういうような信念でやっているのでしょうから、それはそれでいいのだけれども、今回4月の広報見ると、いかがなものかなと、私はそう思っておりますので、今回あえて緊急質問という形で言っているのですけれども、条例、よそのまちのを見て、何とか早期に研究、勉強して、それで範囲を決めていただきたい。これ町長ができますから、その辺いかがですか。

○町長（佐藤克男君）　それは、大いに結構なことだと思います。その中に、町長の思いをしっかりと広報には書かなければいけないということも1節入れておくべきだと思っております。それと、議会の模様というのは、ほとんど町民知りません、どのようになっているか。この前の予算のときでも、議会費についてはほとんど飛ばしの状態です。そのようなことは、ほとんどの町民は知りません。私はそういうことまでは書こうとは思いませんけれども、これは一部の人が町長が広報に毎月書くのはいかがなものかと言っているというのは聞いております。そういう意味において、このたびの黒田議員の緊急動議に対して、私は、この次

の広報は間に合いませんから、6月の広報にでも、黒田議員からこのような質問がありましたけれども、いかがなものかと私は町民に問うてみたいと、そのように思っております。

こういうことというのは、町の声というものは大切なことでございますから、いわば今黒田議員は私の書くことに対して制限をつけたわけです。私は、これについては、この議会のありよう、そういうことについてこれからつづきに町民にどのようになっているかということについても、これは私の後援会だより、または広報についてもそのようなことを多くの町民に知らしめていかなければいけないだろうなど、そのように感じております。こういう議会と町長側とのいろんなあつれき、そういうものは私は大いに結構なことだと。私の友人が、たくさん友人が町長、市長になって、そして改革する上において議会と町側、市長との間であつれきがあったということは当然聞いております。ですから、森町においてもこういうことは出ていくのだろうなど、そのように思っております。ですから、条例つくるのは大いに結構ではないのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

(「議長、議会費についても要求しているのでしょうか。そういう……」の
声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

○議長(野村 洋君) 再開いたします。

○4番(黒田勝幸君) それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、町長、これからも町長の思いを載せますよということ、それを条例できちっと載せますよということですね。それで、これです。今回の4月号です。これ見ると、町長の言葉というのは重いのです。これ額面どおりとってしまうから、町民は。まさか町長うそ言うなんて思っていないから。ということは、これ強調しているのは、昨年まで4,700万以上かかった人件費が800万以下で働いてもらえますと、こうあります。これは、事実でしょう。だけれども、我々は人を頼むことはだめだなんて言っていませんから、委員会なり議会で。今雇用状態がこうだから、高校生でも大学生でも職のない人いるから、頼んでくださいと言っているわけでしょう。対案というのを出しているのですよ。それがこれ見たら、町長の思いだけ書いているのです。だから、議論しているのだから、我々の中身も書くのなら書いてくればいいでしょ。これなら町長の一方的な自己宣伝でしょう。これ見た限りでは、町民は知らないから、議会のこと知らないから、町長がこれだけ財政のこと真剣に考えているのに議会議員は何やっているのだということになってしまうのですよ。だけれども、そうではないでしょう。頼むななんて言っていないのだから、足りなかつたら頼みなさいと言っているのだから、ただ再雇用でなくて若い人を頼んでくださいよと、それが将来の人口増と経済

につながるのだよということを言っているわけだから、それがなくて町長のほうだけ一方的だったら、それが困るというのです。

だから、これからも町長は自分の思いを書くと言っているけれども、こんなようなことまた書かれるのだったならば、たぐいのこと書かれるのだったら、議会でも議会だよりという広報紙ありますよ、それで反論しなければならなくなってしまうわけ。そうしたら、泥仕合ですよ。一番困るの町民なのです。だから、節度のあるやり方してもらわないとうまくないということをお前は今言っているわけですから、何でも書いていいということにならないということなのです。これなら町長の一方的なことで、我々だって議論して、その中でそうなったわけだから、やっぱり議会の議決というのは重く受けとめていただきたいということですよ。ですから、町長の思いを条例化するのでもいいけれども、こんなのはお互いに言い分というのはあるわけですから、節度を持った掲載の仕方ですと、そういうことです。

○町長（佐藤克男君） 今節度を持った物の言い方ということでお話ありましたけれども、私は節度を持った言い方で書いたと、そのように思っております。決して一方的なことではなくて、ある議員からは高校生、森高校九十何%だと言っているけれども、それは就職ができないから専門学校に行くようなことになった、そういうものも含めるとこれは九十何%というのは違いますよというお話がありました。私は、森高校の校長に確かめました。それはありませんとはっきり明言しておりました。第一、進学しようと思っている子が進学できないから就職するということはあるけれども、就職しようと思っている子が就職できないから学校に行くなんていうことは、まずあり得ないでしょうというお話も聞きました。また、この件については、議長も月曜会という会で森高の校長に確かめていました。そのときも、はっきりとそういうことはないという話をしておりました。その議員はきちっと高校に確かめたのかどうかは、わかりません。

私は、数名、5名の予算を上げました。この5名の予算、これは若い人を使うとかそういうことではないのです。これはベテラン、知らない人間を使うのではなくて仕事を知っている人間を使うから、私は意味があると、そういう意味で書いたのです。ですから、決して若い人を使わないとか、そういうことは言っていないのです。非常に役場にとっては役に立つ、同じ1人工でも2倍も3倍も仕事できる。若い人が来た場合には、なかなかその域に達せないものがすぐにできるようになる。そういう意味を含めて、私は超ベテランの人間をそのまま使えるのだということでこの提案をしたものでございました。それについて否決された。これについては、町民の皆さんが、この件についてはたくさんの方がいろんな意見が出ておりました。そういう意味で、私はその事実を広報をもってこれは明かさなければいけないということで書いたわけです。町民の皆さんから、町長、そういうことだったのですかと、私間違っていましたと、私の考え方は違っていましたという意見を多数私に寄せられております。そういう意味で話したということをよく知ってもらいたい。また、節度のある書き方については、私もそれなりに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(「議長、ちょっと今の町長の発言と私違うんですけども、もう一回やらせてください」の声あり)

○4番(黒田勝幸君) 就職の95%、今年就職が厳しいので、ほかの専門学校なり行ったかもしれないけれども、そういうことはありませんと校長が言ったと、そういうことなのでしょう。それにちょっと反論したいのだけれども、実は私が森高校に行ってきました。そして、教頭先生というのかな、それと進路担当の先生と会ってきました。私が直接行って、お話ししました。どういうふうになっていますかと。そうしたら、前年度と、進学校に行くのと就職と人数が逆転しているのです。前年度は就職の人が多かったの、ところが今年は専門学校に行く人が多かったの。どうですかと聞いたのです。どうしてこうなったのですかと言ったら、その2人の先生は、私たち考えるのには、今年は就職が厳しいので、とりあえず専門学校に行って技術を身につけようかと、こういうような傾向だと思いますよと、こう言ったのですよ。だから、私は、町長が言った某議員にその資料を渡したのですよ。だけれども、その後町長が行ったのでしょうか、そうしたら校長がそう言ったというから、私だって調べないで言っているのではないのだよ。調べて、ちゃんと手順踏んでやっているのに、高校もおかしいよね、校長と教頭と言うことが話違うというの、町長、おかしいと思わないかい。だから、我々一般質問でも何でもそうだけれども、やる以上は調べてやっているのですよ、口から出任せしゃべっているわけではないのですよ。だから、町長からそういう話聞くと、ちょっと憤慨なのです。まるっきり適当にやっていると思うのでしょうか、町長。

(「そう思っています」の声あり)

○4番(黒田勝幸君) そうでしょう。違うから、行って聞いてきてください。行っていますから、私早い段階で。

(「私は責任者に聞いたんだからね」の声あり)

○4番(黒田勝幸君) 責任者だって、学校の責任でなく、就職の担当者だよ。おかしいよ、町長、調べてくださいね。

以上です。返事いいですよ。

○議長(野村 洋君) 答弁いいのですか。

○4番(黒田勝幸君) いいです。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) これは緊急質問の中のことでございますので、これで質問がなければ終わらせていただきます。

以上で広報もりについての緊急質問を終わります。

◎日程第3 承認第1号

○議長(野村 洋君) 日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求めようとするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、資料1を提出しておりますので、そちらのほうでご説明いたします。

承認を求める理由でございます。本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、失効期限、平成22年3月31日を6年間延長し、平成28年3月31日とするほか、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業が追加されたことにより、森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、新旧対照表を説明いたします。固定資産税の課税免除、第3条は対象業種の変更で、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

附則3の平成22年3月31日を平成28年3月31日までに期間延長とする。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

以上が承認第1号の専決処分事項であります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 今説明いただきましたけれども、議会は通年議会を試行しております。ということは、必要に応じて案件によってはいつでもできるという仕組みづくりができております。資料を見ますと、これが国の制度上のことでございますので、衆議院が3月2日、参議院が3月10日にいずれも全会一致で可決されましたと、こうなっていますよね。それで、3月会議の最終日は25日でございました。そうすると、この時点でも報告できたのかなと、こう思っているのです。それから、4月1日と4月14日に議員協議会が開かれています。そのときも町の理事者も来ておりますよね。そういうような中でも報告ぐらいはできたのではないかなと、私は単純にそう思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○副町長（増田裕司君） この件について申し上げます。

黒田議員おっしゃったように、確かに日付的には3月の衆参、時系列でいけば3月の末に間に合ったということなのでございますが、官報の告示と我々の事務体制の問題で、気づいた時点では議会の最終日を超えてしまったというような状況でございまして、その時点でいたし方なくこれは専決にするよりほかないと判断したのが1つでございます。

それと、協議会以降、通年議会で時間があつたではないかというご指摘でございますが、

これについてもおっしゃるとおりでございます、ただ私どもとしましては例年税の改正の議会が4月の末、もしくは5月にあるので、そのときで十分であろうという判断をいたしました、ほかの専決処分にかかわらず緊急性、事態の重さにかんがみて判断をするということでございますので、私どもとしてはそういう判断をさせていただきましたが、しからば今後この種のことで専決にせず、議会の招集の手続を必要とするかどうかということについては、改めて議論させていただきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○4番（黒田勝幸君） 理解しつつも言いたくなるのだ。本当にできなかった、やれなかった理由づけというのが上手なのです。いつも思っているの、うまくしゃべるなどと思って。だから、しょうがないなということでやってきたのですけれども、今通年議会になりまして、この通年議会の目的の一つに専決処分を減らしていこうと、副町長の言うとおりの案件によりますよね。緊急性のあるものか、また後でもいいものか、当然そうだと思うのだけれども、我々の通年議会のそういう目的がありますので、できればそういう形にしてほしいし、また正規な議会でなくても、議員協議会も最近たびたびありますよね。そういうような中で、報告でいいですから、早目にお知らせいただきたいなど、こう思っておりますけれども、その点はそうするでしょうけれども。

○副町長（増田裕司君） 少し答えが重複しますが、固定資産税の課税免除に関する案件については、先ほど申し上げたことで判断をさせていただきました。なお、協議会が何度もあったのではないかとのご指摘でございますが、それはそのとおりでございます、私どもの判断ミスがありましたとおわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面の森町税条例の一部を改正する条例につきましては、別紙説明資料ナンバー2より説明いたします。

条例改正の提案理由でございます。本案は、第174回通常国会において平成22年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成22年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、主な改正点の内容でございます。1点目としましては、町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養申告書提出の創設、これにつきましては扶養親族の申告に関する規定の新設であります。2点目につきましては、たばこ税の税率の変更でございます。3点目としまして、関係法令等の改正に伴う規定の整備、追加、削除等があります。

それでは、改正点についてご説明申し上げます。資料の新旧条例文対照表をごらんください。次のページになっております。2ページの目録について説明いたします。納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の第19条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

2段目の下段になります。均等割の税率の第31条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改めるものです。

次に、3ページ、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の第36条の3の2及び4ページ、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の第36条の3の3については、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族の申告に関する規定の新設でありまして、条文を追加するものでございます。

5ページから6ページの給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の第44条第2項及び第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削除し、給与から特別徴収できる所得に公的年金等に係る所得を追加するものでございます。

同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とするのは、第4項新設による項ずれでございます。

第4項の新設は、第44条第2項及び第3項の例外規定であり、65歳以上の公的年金受給者を除外しているものでございます。

6ページの給与所得に係る特別徴収義務の指定等の第45条第1項中、前条第4項を前条第5項に改めるのは、第44条第4項が同条第5項となるためであります。

6ページ中段の法人の町民税の申告納付、第48条から8ページ、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、第50条については、条文の整理、削除等をしたものでございます。

8ページ下段からの固定資産税の納税義務者等、第54条第6項中は、地方開発事業団の廃

止により、これを削除するものでございます。

次に、たばこ税の税率、第95条は、税率3,298円を4,618円に改めるものでございます。

続きまして、附則について説明いたします。10ページ、たばこ税の税率の特例、第16条の2は、「1,564円」を「2,190円」に改めるものです。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定の新設でございます。

11ページ、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の特例、附則第20条の4から13ページ、保険料に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の5は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が改正されるためでございます。

議案第1号の5ページに戻りまして、中段からの改正附則関係についてご説明いたします。施行期日の第1条は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定を整備したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） それでは、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、説明資料ナンバー3により説明いたします。条例改正の提案理由でございます。本案は、地方税法の一部を改正する

法律の改正に伴い、森町国民健康保険税条例の整備を行うため、今回条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点につきまして申し上げます。1点目としまして、基礎課税額に係る課税限度額の変更でございます。2点目としまして、所得割額の変更でございます。3点目としまして、関係法令改正に伴う整備でございます。

次ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。課税額、第2条第2項中「46万円」を「50万円」に改め、同条3項中「11万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「8万円」を「10万円」に改めるものでございます。

次に、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、第3条中「100分の6.5」を「100分の9.5」に改めるものでございます。

下段からの国民健康保険税の減額、第23条中「46万円」を「50万円」に、「11万円」を「13万円」に、「8万円」を「10万円」にそれぞれ改め、同条第1号、第2号及び第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改めるものでございます。したがって、国民健康保険税の限度額を73万円にするものであります。

議案第2号のほうに戻りまして、附則でございますが、施行期日につきましては平成22年4月1日から施行するものであります。

適用区分につきましては、改正後の森町健康保険税条例の規定は、平成22年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀合哲哉君） 今回の提案のお話聞いていますと、かなりの大幅な引き上げなのです。国民健康保険に加入されている世帯の生活実態を見ると、とてもこれだけの負担をかけるということには私はならないと思います。この国保税そのものというのは、いろんなところに欠陥があります。共済保険とか、あるいは社会保険にも入れない方がすべて国民健康保険に加入することになっています。その実態を見ますと、生活実態から見ますと、非常に生活基盤が脆弱だということが1点あると思います。そういう状況の中に、応益割と応能割という他の保険では見られない仕組みがそこにあるわけです。そうすることによって、収入に対する負担の割合、すなわち増税感といいますかね、負担感といいますかね、それを多くの町民が持っている状況なのです。町は、今お金がないという理由の中で国民健康保険税に一般会計から繰り入れはこれ以上できないよということの趣旨での提案だと思うのです。そうすると、果たして引き上げた分だけ収納できるのかという問題があります。過去にも国保税の引き上げというのはありました。でも、こんな大幅ではありません。何ぼ少なくとも、重税感の中にあるものですから、なかなか収納率が上がらない。収納率が上がらなかつたら、結局前年度収入と何も変わらないのです。それでもやるのかというのが私の率直な考え方なの

です。ここは、もうちょっと実態と、町の都合もあるかもしれないけれども、生活者である町民の実態から押さないと、これひどい悪政になります。そういう実態。

例えば、以前に資料いただきました。この資料で聞きたいと思うのは、ここの6ページ、資料6ページ、お持ちですか、これ、つくってくださったやつ。これ見ますと、網かぶさった40%は課税されませんよ、増えないよという意味でしょう。あとの6割は増えるわけですよ。6割の増え方が非常に激しいのです。1ポイントといたって、かなりの幅なのです。だから、そういうことを考えるということがまず1つ。ですから、こんなむちゃくちゃやめなさいというのがまず1つです。

それから、介護保険と後期高齢者の限度額ありますね、今まで森町はその限度額、国で示している限度額よりも1万とか2万とか、国民健康保険もそうだけれども、下げて最高限度額にしていた。今回すべておやめになると、だから最高限度は73万。話によると、今でも最高限度の人は、またこれ改正したら最高限度になるはずなのですが、73万になる。その差引き8万円。でも、今までのいろんな議論の中で、結局この方たち以上の引き上げ額があるということなのです。そこで、税務課なのですか、保健福祉課、どちらでも結構ですから、最高にこの改正によって、改正と余り言いたくないけれども、改正で最高に上がる人の金額って幾らでしょう、それを教えていただきたい。

それと、これをやったときの、21年度か20年度でもいいです。その数字と比較してどれだけ満度に来たら上がるのか、収納率同じにした場合ですよ。それから、収納率を幾ら上げたら国保会計に一般会計からの繰り入れしなくていいのか、それはもう計算されていると思うので、できればそれお示しいただきたいし、収納管理課がどれだけ収納率の向上を果たせるのか、私賦課する人、私取る人と、大変なのです。徴収に行く方は大変だと思いますよ、私は。税が下がるのなら、町民の皆さんはよかったなと言って払ってくれるかもしれない。こんな大幅な引き上げですから、徴収に行く方は大変です。そういう思い聞いても話にもならないのだけれども、こういう意見が多いのです。だから、こんな大幅な引き上げを提案してしまったから、この場で引込めるということにはならないのかもしれないけれども、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） では、私のほうから前段の部分のご質問にお答えしたいと思います。

確かに今回所得割で9.5%ということで、それから先ほど議員もご指摘されたように全3,300世帯のうち大体1,300世帯、約4割に当たる世帯、いわゆる33万以下の所得の世帯につきましては、今回値上がりしないという形になります。そういう中で、その分もつと所得のある方については負担がかかるのかなというふうに認識しております。それで、先ほど一番かかる世帯で幾らなのかというご質問でございますけれども、所得割9.5%にしたという場合でうちのほうの試算した限りでは13万、年収で690万、所得で500万ぐらいのクラスの方でシミュレーションでは大体最高13万上がるという世帯がございます。

○税務課長（泉 一法君） それでは、私のほうから収納率の関係でちょっとご説明したい

と思います。

まず、21年度の収納率の現況からいきますと、21年3月31日現在で現年度分で約80.6%、それから滞繰分が20.1%となっております。これから収納率の向上に向けては、我々税務課、それから収納管理課、2つの課あるのですけれども、昨年度収納対策係が設置されまして、税を含めた債権の整理に今かかっているところでございます。今後においても、率を上げるためには今までの取り組みを基本としながら、月割り納付を指導するなり、細やかな対応を行いながら、まず納税者の納税意識を上げていきたいということは1つ考えております。また、職員の徴収方法の研修の場も考えておりますので、納入の接遇研修会とか、そういうのをしながら、どのような方法をとっていったら収納率が向上していくかを少し検討しながら、収納率の向上に努めていきたいという考えでおります。

それから、今回9.5%に所得割額を上げた場合には、一般会計からの不足分が一応今考えているのが約3,119万8,000円ぐらいということで試算しております。収納率を現在の、昨年は84%以上あったのですけれども、83%から92%に上げるということになりますと約3,560万、一般会計がそれで補えるのではないかなということで、今のところはそういう数字を出しております。

以上でございます。

○2番(堀合哲哉君) 議会に提案する前に、役場でも町長含めて考えていただきたいのは、どんな数字でも、決まれば賦課は幾らでも考えることできるのです。けれども、町民にとって、景気がいいわけでもないし、下手すると給料も下がっていらっしやるとか、いろんな状況があるわけです。こういう中であって、これだけの保険税が上がる。例えば今最高で上がる人で13万とおっしゃいました。13万と言わなくたって、年間5万、6万なんかとを考えていくと、すごい幅になるのです。その方たちの生活実態、例えばお子さんがいるとか、例えば家を建てられて、家のローンがあるとか、そういうようなぎりぎりの状況でやっているときに、年間5万でも6万でも引き上がるというのは非常に大変なことなのです。だから、そういう点を考えてやっていただきたいということが1つ。

それから、町民の声って一体どうなのだろうかというのをもう少し調べていただきたい。そのために、いつでしたか、きのうでしたか、北海道新聞に北斗市の国保税について書かれていました。新聞報道ですから、全部100%どうだというのは、状況はちょっとわかりませんが、ただあそこやんちゃなことやりませんよ。1年なり2年なり経過をとって、きちっとやって、そして引き上げ方向にいきましょうということで新聞報道になったのです。森町は、この間予算終わって、今でしょう。急に上げますと。執行方針見ると、上げるのだなと私は感じますけれども、でもそのときには私一般質問したときには3ポイントと町長おっしゃってくれたけれども、それだけの話なのです。だから、実際に議論する場というのはほとんどないのです。そういう中にどんと出されてくるというのは、私はもっと慎重に時間をかけてやるべきであると。

それと、もう一点は、国保の運営協議会で現に反対者がいたという、その事実を私は重く

受けとめていただきたい。全員賛成ではなかったはずなのです。多数決だから、多数とったからいいのだなんていうことではなくて、3名の方が反対した重さというのを考えるならば、こんな強引にこういう提案をしないで、やっぱり順序立ててやるべきではないですか。それをお聞きしたいのだけれども、順序は立てられないのだろうか。佐藤町長、どうですか。

○町長(佐藤克男君) 今堀合議員がおっしゃられたことは、私ももっともだと思うのです。本当に収入も減って、そして生活ぎりぎりです。非常に苦しいということは、私も百も承知です。もう何度も私はいろんなところで言っているのですけれども、自由に使える基金というのは底をついております。これも皆さんご存じのことだと思います。実は、2月の末になって国保税の関係で、たしか私の記憶では1億強の支払いが増えたということで報告がありました。しかし、その1億も増えた金額について役場として払えるお金がないということがわかりまして、どうするのだということが、これは副町長も交えて議論になりました。そういうさなかに、国保運営協議会、これがありまして、そして私は実態を調べましたら、これはルール分として一般会計から毎年2億円国保事業のほうに行っております。ですから、4年間で8億です。そのほかに、国保事業が赤字だということで、一般会計から毎年2億のほかに4年間で約5億円のお金を支出しているということがわかりました。目に見える数字、例えば老人ホームだとか、病院だとか、保育所だとか、ちやっぶ林館だとか、そういうものについてはわかるのですけれども、この国保税については私も認識が甘かったというのが事実でございます。この1億円という数字が出てきまして、調べたらそういうことがわかったのです。それで、国保運営協議会でも私はお話をして、なかなか賛成の意見はもらえなかったのですけれども、私が今役場も大変なのだと、もし役場が破綻するようなことになったら、そうしたらこういう議論もできないのだと、そして他の町村も見てもらいました。森町は、たしか下から2番目か3番目だったと思います。非常に低い、6.5というのは低い料率でした。高いところは、松前では11%、福島町では10%というような数字だったと思います。何でこんな数字なのだという話を聞きましたら、今までは全くこれについては触れなかったということでした。私は、もっと早くこれをやっておかなければいけないということを言いまして、そしてその中でいきなりゼロにするわけにはいかない。ですから、堀合議員がおっしゃった、森は乱暴なことをやっているというようなことをおっしゃいましたけれども、私にすれば乱暴なことではなくて、もっと早くやらなければいけなかったことを今やらざるを得ないから、乱暴に見えるのかもしれない。でも、一般会計から3,100万強の資金を支出する予算も組んでいるわけでございます。

そして、私の耳に入っているのは、国保税に入っていない方、例えば社会保険、そういうものでなっている方は何で国保税だけにそんなお金が行くのだということを私のほうに強く言ってきている人もおります。しかし、私はこの中で本来ならば段階的にでもやればそれにこしたことはないのだけれども、今役場の会計というのは職員の給料を3億7,000万削ってもまだ足りない状態にあるわけでございます。その中で、私は国保運営協議会で何とかお願いしたいということを言いました。3名の方が反対されました。この3名の方は、国保税

に入っている方の代表の方3名でございました。彼らは、立場上として反対をしなければいけない。でも、役場もその実態であれば、いたし方ないなというようなことで、多数決で決まりましたけれども、その3名の方もそういうことだったらしようがないねというニュアンスで受けとめていただきました。でも、立場上反対ということになったわけでございます。そういう意味において、これは町の本当に根幹をなす財政、これが非常に危険な状態に今あるのだということをご認識の上、堀合議員についても、苦しい人でもこれは何とか頑張ってもらいたいという、そんな思いです。もしどうしてもだめな場合には、セーフティーネットということでのいろんな補助だとかそういうことも考えられます。払えない方については、何が何でも払えというようなことは私はしてはいけません。理由さえきちつとなれば、収納課のほうはそういう人については幾ばくかの延滞というものを認めるなら認めて、それも仕方ないだろうというような気持ちであります。しかし、今ここでこのような厳しい数字を町民に望まなければいけない。これは、国保税に入っていない方のことも考えるならば、これはいたし方ないなと、そういうような思いでございました。説明になるかどうかわかりませんが、私も収入の少ない人にとっては本当に痛い思いをさせるということで、心を痛めているところでございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） いろいろ町長お話しいたしましたけれども、ほかの町のお話もちよっとされましたが、国保税そのものというのは、昔の話は要するに国でもっと町に対する補助金、負担金を出した時代。どんどん、どんどん削られていって、自治体も住民の命と健康を守るために1年に1億近いお金を、森町の場合ですよ、投入してきた。ルール分も全部入られてしまえば、もうごちゃごちゃになる。でも、それは地方自治法で言う基本部分です。福祉の部分が結局その人の命や健康につながるのだということだと私は思っています。ですから、1億円さらに追加するのが高いか安いかというのは、それぞれの考え方に基づく問題だと私は思っております。私は、命のことを考えれば、決して高いお金ではないと、それで命が助かっているのだと、病院で治療してもらうことを保障されているのだということを考えれば、決して自治体として高いお金ではないと、私はそう思っています。これでかけてしまえば、結局払えない方がどんどん、どんどん増えて、佐藤町長の言うように、事情があれば払わなくてもいいと言ったけれども、事情があっても払わないとだめなのでしょう。結局また入らないと、せっかく上げたのに、また収納率悪い。もっと上げてやろう、もっと上げたら払う人は払うから、その分多くなるわなんていう感覚では、これはとんでもない制度になってしまう。そのことを考えたら、一気に3%ではない考え方も同時にできるのでないのかというふうに私は思っております。

それで、佐藤町長のご持論のようですけれども、国保に入っていない人がああ言うから、こう言うからではないのです。第一に、この国民健康保険の保険者ってどこですか。だれがやっているのですか、保険者。森町でやっているのでしょうか。その保険者がそういうことを言っただけは、話にも何にもならないのです。保険に入れない人が入る保険なのです。だから、

自治体で運営するのですよ。それをも否定するような話になってしまうと、自治体ももうこれでは国保をやっていけない。そうしたら、どんな制度をつくるのですかという話なのです。だから、その部分は町長は苦しくても私は言うべき言葉ではないと思っています。どんなに働いていても、年をとれば、年齢とれば必ず国民健康保険に回っていきます。通り道なのです。それを考えて今後やっていただきたいと思うのですけれども、上げて大丈夫だみたいな話をされますけれども、これは私は議論がまだまだ不十分だというふうに思っておりますので、もう答弁要りません。

私は、このまんまでいくと森の国保自体、加入者自体もばったしてしまいますので、それを考えるなら、この議案を、今からでも遅くありません、引っ込めても結構ですけれども、そういうことにいたしませんか。

○10番（清水 悟君） まず、佐藤課長にお聞きします。今回の改正案は、どう見たって金持ち優遇にしか受けとめられない。これは、私4月8日のあなた方出した資料を持っていますけれども、その4ページ、左側に表ありますよね。ナンバー5の平成22年度森町国民健康保険税率改正（案）という表がついていますが、この一番下には現在限度額の人が医療分でもって46万円か、それを50万円に改定しようというふうに考えているわけです。その下の表の人、医療分が39万4,200円の方は今度50万円にしようとしているわけです。この差は一体何ですか、金持ち優遇にしか映らないです。金持ちの人から見て所得の低い人をどう調整していくのかというふうに考えないと、それこそ差別でないですか。いずれ佐藤課長も退職すると、国民健康保険に加入すると思います。そのあなたが今こういうふうな改定をして、おれあのとき失敗したと言ったって、もう手おくれた。だから、十分に検討して、この表を、税は公平を期するために累進でなければならないという原則ありますから、その辺を当てはめていただきたいというのが私の考えです。

また、徴収に当たる税務課長、あなた方はこの税を改正する作業には携わっていないと。佐藤課長のほうで考えたものどもの、あなた方勝手に、おれなんて徴収関係ないという気持ちになったら、これ大変です。だから、そうならないように、本来であると佐藤課長のほうでかけた税金はとるぐらいの課になっていけば、かけ方も違ったのでないかというふうにさえ思います。住民のことを考えた場合に、今改正が通って、6月に納付書が発付されると、納付書には必ず1カ月の異議の申し立て期間というのが書かれています。これ大変ですよ。煮立って、煮立って、熱くて手つけられない、そういう状態が今起きつつあるのです。

まず、佐藤課長、どうしてこういう大幅な改定を、しかも金持ちを優遇するような考え方が生まれたのか、その辺まずお答え願いたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えさせていただきます。

国保税の仕組みですけれども、地方税法に書かれているわけでございますけれども、限度額というのがございまして、ある一定の所得になるとそれ以上取らないという、ご存じだと思いますけれども、そのような仕組みになってございます。それで、今回も1,000万の所得の方も1億の所得の方も、それ以上は同じ国保税がかかるという仕組みというふうになって

いるのをまずご理解いただきたいと思います。そういう中で、どうしても限度額にかかる手前の所得の方々に対して、そのこの部分の値上がり幅が大きくなるという現象が生まれております。このたびの国の改正で新年度から限度額が73万になりますけれども、協会けんぽのほうでは既に八十数万にはもうなっているはずでございますけれども、そのような形でその辺の限度額を引き上げていかないと今のこの矛盾はなかなか解消されないのかなというふうに思っております、我々もその辺は非常に不公平というか、矛盾があるのかなというふうな認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○税務課長（泉 一法君） それでは、清水議員のご質問にお答えいたします。

税金につきましては、議員おっしゃるとおり累進課税が基本的な考えで進むべきだと私も思っております。所得のある方にはいっぱい税金を払ってもらうというのが、そういうことではないかなと思っております。また、質問の中で賦課する課と、それから徴収する課、それから国保のほうの運営の事業の関係で一体にならないのがおかしいのではないかなという質問でございますけれども、今回の国保税の改正につきましても3つの課でそれぞれお話ししながら、改正率については別としましても、収納関係から、それからどういう感じで賦課対応していくか、それから心配していただきました6月の町民からの相談等につきましても、今現在でも3課のほうである程度のお話はして、進んでおります。最終的には役場の機構の問題にもなってくると思うのですけれども、現時点ではその3課のほうで体制を組みながら国保税の賦課徴収に努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（清水 悟君） 佐藤課長、限度額あるということは、百も承知なのです。これは質問でも触れていますけれども、限度額があるから、慎重に改定を考えなければならないというのがあなた方の役割ではないですか。それを限度額があるからどうしようもないみたいな、そういう答弁というのはすべきでないというふうに思います。これは機会あるごとに私言っていますが、制度に大きな欠陥がある国保なのです。だから、できた当初から限度額を設けて、金持ち優遇なわけです。この辺を変えていかないと、何回も繰り返されてしまうと。町としても収納率の面からなかなか徴収が難しいので、どうしても国保会計に影響を及ぼしてしまうというふうな連鎖反応が当然起きてきますから、課長、退職する前にこの辺も取り組んだらいかがですか。町長にお願いをして、どんどん、どんどん中央に働きかけると、今民主党も危うい状態になっていますが、頑張ってもらって、制度改正にまで持っていくと。ちょうど今事業仕分けやっていますから、頑張ってください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時18分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で議運で協議をしましたことを概略説明しますと、提案者から分割という、一応そういう案がありまして、それについて議運として協議をさせていただきました。結論としては、ここに議会運営規則等がございます。それに照らし合わせて審議してみたのですけれども、もしこの場に提案されたことの修正をして提出されるということになると、議長あてに文書で出していただかなければならない。それをさらに審議していくというようなことで、しかもその修正をしなければならぬタイムリミットというのが、俗に言う切符を切るタイムリミットというのが4月30日までに結論を出さなければならぬというようなりミットだそうでございます。したがって、物理的に日程的に考えると、ちょっと無理だという判断を議運としてはいたしました。

というふうなことで、休憩の中でそのような議運としての結論になりましたので、休憩前に引き続き会議を進めてまいりたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

○15番（菊地康博君） いろいろお話出ていますが、我々議会としていい、悪いという結論しか出せませんが、町民の方々に、2カ月かかってもいいだろうし、3カ月かかってもいいだろうけれども、15回、20回くらい会議開かなければならないかもしれません、3,300世帯の人を集めるわけですから。そういうことをやってみるということを考えていますか、どうですか。住民説明会です。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

本来であれば、その辺住民の方にも納得していただいた上で税率改正をするというのが本来のあり方かなと思います。これからどのような形になるか、ちょっとわかりませんが、移動町長室等も今やっておりますし、いろんな形の中でこれからこの問題も出てくるのかなと思いますので、これから1年間かけて、またそういう説明の場を設けていかなければならないのかなというふうに今は思っております。

○15番（菊地康博君） 1年というのは、ちょっと長いと思うのです。なぜなら、提案してきた議題ですから、どうしても4月30日までだというリミットがあるとなれば、早目早目に手を打ってもらって、2カ月なら2カ月以内、6月から切符を切るわけですから、その前にできるだけやってほしいなという考え方なのです。1年であれば遅い。なぜならば、今年の2月ですか、2月からごみ袋有料といいますか、値上げになりましたよね。それだって半年前からかかってやっているわけですよ。その辺を踏まえれば、今こういうふうに危機だ、危機だと言っているのであれば、皆さんも危機感持って2カ月くらいの間で3,300世帯の方に周知徹底するのが当然だと思うのですが、いかがですか。

○税務課長（泉 一法君） 私のほうからお答えいたします。

日程的なことでございますけれども、先ほど申し上げました納付書のリミットというのが一応第1期が6月30日まで納付日になっております。それで、今回納付書をつくるのには、今月の30日、4月30日までが一応リミットになっております。それで、今回その提案が通る

か通らないかは別にしまして、今回決まったことでの税率で、限度額で納付書を今月いっぱい切ることになると思います。例えば、先ほど議長のほうからもお話ありましており分割の提案ありましたが、これにつきましての協議につきましては、佐藤課長も申し述べたとおり、住民説明会というのはやっぱり必要性は出てくると思いますので、できる限り早目の開催時期を設けながら、広報等で周知するなり、何らかの形を持ちながら早目にはしていくようにしていきたいということで考えております。

○町長（佐藤克男君） 今菊地議員のおっしゃったことは、私はぜひしたいなど、そういうふうに思っております。ただ、この件を通していただかなければ、財源がないのです。本当に今赤字財政の中で切っているわけです。ワンポイント大体5,000万円だと思ってください。おおよそです。そうすると、今年、21年度は1億7,000万強の負担です。これを1億5,000万とした場合に、ワンポイント5,000万だと。私は、1億ぐらいいは何とかしたいという思いの中から数字を出しているのですけれども、先ほど言った8.5%というお話がありましたけれども、約5,000万から7,000万ぐらいいの赤字をまた国保のほうにしなければいけないと、この5,000万についてどうやってお金を見出すかということについて、私はまだ頭の中は今真っ白い状態です。各議員さんにも私は出したのですけれども、もしこれを下げるのであれば、その財源をどこから、このお金使ったらいいのではないかとこのものを示してもらえば、私はそれなりにできると思いますけれども、今本当にお金がない状態で、自由に役場が使える、裁量で使える、事故が起きた場合に使うとか災害があった場合に使うとか、そういうお金は確かにあります。しかし、ほとんど使えないお金になっているのです。基金になっているのです。その中で、町長、このお金使えばいいのではないかと、こういうお金あるよというものがあれば、私はそれでいいと思います。ただ、今の段階で我々は、我々はまだいいかもしれません。でも、我々の子供たちとか、孫だとか、そういう人のことを考えたときに、私はここは町民の皆さんにも我慢をしてもらわなければいけないし、苦勞もしてもらわなければいけない。そうしないと、次の我々の世代は私は本当に苦しいと思います。そういう意味において、私は何とか協力してもらいたい。5,000万増えた分については、何とかこれからしなければいけない。また皆さんにいろんなことをお願いしなければいけないけれども、そしてつくって行って、そして何とか赤字財政にならないようなことをしていかなければいけないなど、そういう思いなのです。

今副町長から、町長、6.5%か7.5%にできないかと、3年間でできないかと。ということは、1億ですよ、1億のお金、私今つくれるあれは全くないですよ。これは、今一部町民の方、傍聴の人も来ておられますけれども、私はそこまで町の財政が苦しくなっているのだということを皆さんにも知ってもらいたい。手品ではないから、これから税収が増えるならいいですよ、増えることはまず考えられませんかでしょう。その中で私はお願いしたいということで、だから5,000万ぐらいいは何とかして議会にお願いしながら、承認得ながらいろんな削減をしていかなければいけないなど。お金入れることと、それから出すこと、下げることと、この2つをやっていかなければいけないのです。ですから、そういう意味で私は1ポイント

ということをやったのですけれども、時間がなくなって、そうするとまた1億5,000万から1億7,000万ぐらいの支出になってくると。本当に町民の皆さんに借金をまた増やしてしまうと。今250億ですよ、森町の借金。これでまた何にも仕事しないのに増やしていくというのは、非常に私は心苦しいです。そういう意味で、皆さんに私は協力してもらいたい、本当にお金ないのですから。堀合議員の言うのは、私わかるのです。でも、あるならば私はしたいのです。ないのですから。財政から出てきたのは、去年約4億5,000万ぐらいの給料カットでできるということだったのです。しかし、4億切っているのです。私が何でなのと言ったら、それでも管理職15%だったやつが結果として18%になっていました。ですから、そういうことをやってでも今お金がもうほとんどないという状況です。去年も約2億から3億ぐらいつぎ込んだのではないのですか。だから、今期もこれなかったらどうするのか。たしか3月31日には、お金がなくてどこかから借り入れしているはずですよ。私判こついた覚えが、監査だからよく覚えていると思いますけれども、それほど今逼迫しているということを私は皆さんには知ってもらいたいということです。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございませんか。

◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい、どうぞ。

○10番（清水 悟君） ただいま議題となっております議案第2号につきまして、議長を除く21人の議員で構成する行財政改革等に関する調査特別委員会にこれを付託して、休会中の継続審議とすることを望みます。

○議長（野村 洋君） ただいま10番、清水悟君から、議案第2号について議長を除く21人の委員で構成する行財政改革等に関する調査特別委員会にこれを付託して、継続審査することの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

10番、清水悟君の動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、本案については、議長を除く21人の委員で構成する行財政改革等に関する調査特別委員会にこれを付託して、休会中の継続審議とすることの動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時34分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） ただいま議題となりました議案第3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

資料のナンバー4をお開き願います。このたび町の財務規則が会計規則、契約規則、財産規則の3つに分離され、また公有財産規則がそのうちの財産規則の一つにまとめられることとなったため、文言を整理しようとするものでございます。

現行の第12条、「国民健康保険特別会計に属する財産は、森町公有財産規則（平成17年森町規則第48号）の定めるところによる」を「国民健康保険特別会計に属する財産は、森町財産規則（平成22年森町規則第10号）の定めるところによる」に改正しようとするものでございます。

以上、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、議案第4号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

裏面をごらんください。また、あわせて資料5をお開きいただきたいと思います。

森町国民健康保険病院事業設置条例（平成17年条例第186号）の第2条第3項中「87床」から「60床」に改めるものでございます。

施行日は、平成22年5月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（堀合哲哉君） 病院なのですが、87床というのを今までやってきて、60床にしますと。現段階では、これが最良だということだと思うのです。一方で、看護師不足という、では看護師を増やせば対応できるのではないかという考え方も一方であるわけです。60床にしますと、ベッド数って減らすと今度増やしてくれというのはまずほとんど困難なのです。森の住民として、随分規模が縮小されるというのは、世の中の流れなのかもしれませんけれども、果たして地域医療そのものを進める上で60床に減らして対応は大丈夫なのかと。特に病院の場合、男性の部屋と女性の部屋って分かれています。そうすると、びっしり利用できないわけです。60床になったからって、60人なんか収容できるわけではないのです。そうすると、もっとこれよりも少ない人数で対応していくということなのです。採算の上からも考えた場合、果たしてそれで最大限の利益といいますか、病院を回転させるための効率というのはいいのかという、そういう点、専門職である病院の事務長、ぜひご説明いただきたいなというふうに思います。

○病院事務長（大久保善之君） ただいまの堀合議員の質問にお答えをいたします。

まず、看護師を増やせば今のベッド数は維持できるというご質問につきましては、それは当然施設基準上、87床についての看護人員を増やせば、そのとおり現状を維持できるという体制でございます。ただ、今の現状を見ますと、なかなか森の国民健康保険病院には、例えばまだお勤めになっていなくて看護師の免許を持っていらっしゃる方も恐らくいらっしゃると思うのですが、なかなかお勤めにならない。その辺は、聞きましたならば、地域の病院ということで非常に責任ある仕事の中で、地元の病院というものに対してちょっと違和感があるという方の声も聞いたことがございます。現実のところ、先般今年の4月から採用いたしました看護師もようやく、知人を伝って1名ようやく退職補充をしたという状況で、現在も1名休業している者に対するの補充をするために今探しておりますけれども、結果的にはなかなか見つからないというような現状でございます。そんな中で、87床から60床になりまして、ベッドが削減されて、堀合先生言われたように復活はまずありません。100%ないと思います。したがって、27床減らすことによりまして、27床の復活はまずないということが1つと、ただ100分の5ですから、60床に対する100分の5、いわゆるオーバーベッドの期間というのが一程度設けられております。ちょっと不確かですが、最低でも3カ月例えばオーバーベッドになっても運用ができるという規定が診療報酬上ありますので、その部分については65床程度で運用しても賄えるというような状況になっております。それから、前にも全員協議会の中で説明しましたように、現在の当院につきましてはベッドの稼働率が50%から60%という推移でございますので、基本的には今の現状の60床

でも十分やっつけていけるというふうなつもりでおりますし、それとあと在院日数の関係、当院で今年の7月からケースワーカーが入って、前にも説明しましたけれども、基本的には施設の例えば収容、社会的入院を極力なくしていくと、その中で施設、または在宅、それらの推進をすることによって60床で十分賄えるというような試算でもって今回の提案といたしました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 森町営牧場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） ただいま議題となりました議案第5号 森町営牧場条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

提案は、森町営牧場の管理について指定管理から町がみずから管理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。一部改正をする目的は、町が管理することにより畜産農家の支出の軽減による経営安定と町の歳入の削減を図るものでございます。また、かねてより要望がありました牧場への馬の入牧について町営牧場を広く利活用していただくため、条例の一部改正をご提案するものでございます。

資料ナンバー6の新旧対照表をお開き願います。新旧対照表、下線により表示しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

指定管理者から町の管理への変更に伴い、第4条の施設の管理及び第5条、指定管理者の義務を削除し、第6条、放牧の期間、方法を第4条とし、以降各条項を繰り上げ、条例中の指定管理者を町長に改め、牛に限定されていた町営牧場の利用を家畜に改めるものでございます。また、利用料を使用料に改め、一部改正の目的にかんがみ、第7条の使用料を減ずる改正と新たに馬放牧料を提案してございます。なお、改正案第13条、指定管理者による管理、

第14条、指定管理者の義務をもって現行の第4条、第5条の同様の対応ができるよう、条項を加えるものでございます。

なお、施行につきましては公布の日とし、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とし、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○7番（宮本秀逸君） ちょっと伺います。指定管理者を町サイドでやりますという、こんな話でございますけれども、放牧料についてはこれだけ安くしていきますという話でございます。このことによって利用が増えていくのか、増えていければこれにこしたことはないわけでございますけれども、私ども一、二回見せていただいた状況の中で、草地造成されて以来恐らく更新されたことが余りないであろうというふうに実は見受けておりました。そんな中で利用者増、利用を増やしていくということは、私どもから見た場合に、素人でございますが、すごく大変な部分もあるなというふうに実は思っておりました。今後牧草の更新をされる用意があるかどうか。それと、入牧料を安くされたことによってどのような変化が生まれてくるか、入牧数の変化が生まれてくるかという見通しです。さらには、牛の放牧を認めておったわけでございますけれども、今度は家畜というようなことで、牛以外の先ほど説明ありました馬等についても放牧を認めますよというようなことでございますが、現在この予定数といいますか、放牧の予定数といいますか、それがどのくらいあるかをちょっと教えていただきたいと思います。

○農林課長（山田 仁君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

草地の更新でございますが、更新をしていないものと思います。ただ、毎年種子をまいたり、飼料をかえたり、そのような努力はしております。また、今年新たに水産系のそういうふうな飼料も使ってみて、どのような効果があるかというふうな部分も試しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、順番になりますが、牧場の使用料の関係ですが、後で今回の補正にも上げていますが、使用料的には132万程度、今の予想では落ちると、歳入の部分で落ちると。ただ、一方歳出というのは、町が直接関与することによって支出の部分で182万ぐらい落ちますので、町で直接農林課が中心になってそういうふうな部分を管理するのですが、農業者と一緒にやるのですが、毎年50万程度費用が削減できるというふうな部分で思っています。ただ、やり方によっては、まだまだそういうふうな部分というものは望まれるのかなというふうに思っております。

それから、牧場のこれからの使い方なのですが、JAのほうとも、JAの肉牛の部会のほうで今ばらばらに、例えば大きさによるというふうな部分の飼育を進めて、責任のあり方というか飼育の方法を今まで子牛から一貫して成牛になるまでというふうな部分を改めて、一

つのスタイルを今模索しています。というのは、役割で子牛は子牛を飼う農家、肉牛農家の人、それから中間の人、それから最後の仕上げをする人というふうな部分からすれば、大変申しわけないのですが、先ほどちょっと漏れたのですが、牛の部分からすれば数がもう少し増えてくる要素もあるというふうな部分でございます。

それから、最後の4点目でございますが、馬の部分からすれば、今現在は10頭程度を春から入れたいというふうなことを担当のほうから聞いてございます。

漏れているものがあれば、再度お答えします。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 平成22年度森町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,597万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億7,475万9,000円にしようとするものでございます。

4ページをお開き願います。4ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、ほたて養殖漁業被害対策資金利子補給事業として平成17年度から26年度までの計画で実施してまいりましたが、ザラボヤの異常発生やホタテ稚貝のへい死等によりましてホタテ養殖漁業者の経営が圧迫されている状況にあり、森町漁業協同組合から経営安定に向けた緊急対策として償還期間の延長要請を受け、このたび5年間延長とする債務負担行為補正をしようとするものでございます。

以下、6ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料、節の3、緑地等管理中央センター使用料4,885万5,000円の減額につきましては、指定管理者へ移行したことによるも

ので、所要の手続をとったものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節9子ども手当国庫負担金1億3,805万5,000円につきましては、新たに創設されました子ども手当に係る国庫負担金でございます。

8ページをお開き願います。款15道支出金、項2道補助金、目4労働費補助金、節1労働費補助金168万2,000円の補正につきましては、緊急雇用創出推進事業に新たにこのたび重点分野雇用創出事業が創設されたことによりまして、事業を振りかえ、168万2,000円を補正するものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金9,442万5,000円の主なものとしたしまして、この後歳出でもご説明いたしますが、地域活性化・公共投資臨時交付金事業へ基金から9,600万円を充当しようとするものでございます。

10ページをお開き願います。続いて、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費、節19負担金補助及び交付金180万円の増額と節27公課費81万8,000円の減額につきましては、ちやっぷ林館の指定管理者への移行に伴いまして、所要の手続をしようとするものでございます。

それから、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費1億3,805万6,000円につきましては、子ども手当経費を計上しようとするものでございます。

款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業、節13委託料168万2,000円につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、重点分野雇用創出事業として観光・特産品PR及び販売促進事業を実施しようとするものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費の182万4,000円の減額につきましては、先ほど条例でも提案したとおり指定管理者から森町直営管理へと変更したことにより、予算の所要の調整を行うものでございます。

12ページをお開き願います。目9山村振興施設管理費の5,290万5,000円の減額補正につきましては、ちやっぷ林館の指定管理者への移行に伴い、既定予算を減額するものでございますが、15ページ、節13委託料の販売業務委託料200万円と節15工事請負費、緑地等中央管理センター看板撤去工事8万円につきましては、新たに今回補正しようとするものでございます。

15ページをお開き願います。15ページ後段の項3水産業費、目4水産施設管理費、節11需用費199万5,000円の補正につきましては、水産系副産物処理施設のホイールローダーが故障したため、修繕料を補正しようとするものでございます。

16ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路橋梁新設改良費、節13委託料410万円、節15工事請負費2,900万円につきましては、ともに地域活性化・公共投資臨時交付金事業でございます。資料ナンバー8-1、8-2、8-3を提出してございます。

以下すべて臨時交付金事業となりますが、項3河川費、目1河川総務費2,340万円、これにつきましては普通河川赤井川に係る委託料、工事請負費、これにつきましても臨時交付金

事業でございます。資料ナンバー8—4をご参照願います。

項6住宅費、目1住宅管理費、節13委託料、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料869万4,000円、これにつきましても公共投資臨時交付金事業として実施しようとするものでございます。資料ナンバー8—5を提出しておりますので、ご参照願います。

それから、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費3,251万2,000円につきましても公共投資臨時交付金事業によりまして救急車両1台を購入しようとするものでございます。資料ナンバー8—6をご参照願います。

以上、議案第6号 平成22年度森町一般会計補正予算の主な内容をご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第10、同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 同意第1号としまして、教育委員会委員の任命について申し上げます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

北海道茅部郡森町字常盤町172—9、森口修身様です。昭和15年1月7日生まれでございます。

森口さんは、現在森町教育委員会の委員であります。5月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条について提出するものです。後任人事につきましては、森町教育行政の重要性にかんがみ、慎重に検討を重ねた結果、人格が高潔で、かつ教育行政に関し豊かな見識を有しております森口修身氏を引き続き任命することが最も適当であると存じますので、ここに議会のご同意

をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成22年第1回森町議会定例会4月会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成22年第1回森町議会定例会4月会議を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

休会 午後 4時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成22年4月26日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員